

社会資本の整備や維持管理に係る研究又は活動の助成事業

募 集 要 項

1 事業の目的

この事業は、青森県内の建設に関する社会資本の整備や維持管理に係る研究又は活動（以下「研究等」という。）をする団体を対象に支援を行い、青森県における社会資本の整備及び保全を推進し、県民の安全で安心な生活の実現を図ることを目的としています。

2 応募資格

青森県内にある教育機関、NPO法人又は非営利団体

3 対象となる研究等

- (1) 土木建設技術の発展又は社会資本の保全に寄与する新技術・新工法の研究
- (2) 建設行政の円滑かつ能率的な執行に寄与する研究
- (3) 社会資本の整備や維持管理に係る講演会、フォーラムなどのイベント活動又は地域活動
- (4) 自然災害時にボランティア団体等が行う災害調査・災害復旧等の活動
- (5) その他当センター理事長が適当と認めるもの

4 支援について

上記の要件を満たす研究等に対し、それに要する費用の一部又は全部を助成します。

- ・1件の助成額は100万円を限度とし、予算の範囲内で決定を行います。
- ・新技術・新工法の研究において、複数年度にわたる研究に対する助成は3箇年度（各年度100万円）を限度とします。
- ・助成金の使途は、研究等に直接要する費用として次表に示すものを原則とします。

費 目	内 容
賃 金	研究・活動を実施する上で必要となる補助作業員（助成事業者は除く。）に対する賃金。
旅費交通費	研究・活動を実施する上で必要となる交通費や宿泊費
物品購入費・印刷製本費	研究・活動を実施する上で必要となる物品購入費やテキスト作成等の印刷費。ただし、物品購入費は1点10万円未満とします。（資産となり得るパソコン、カメラ等の備品は除きます。）
通信運搬費・手数料	研究・活動を実施する上で必要となる通信費、資料等の運搬費及び文献・文書資料等の開示請求の手数料。
使 用 料	研究・活動を実施する上で必要となる機材、車両、会場等の使用料。
諸 謝 金	研究・活動を実施する上で必要となる第三者からの助言、協力に対する謝礼。
そ の 他	その他必要な費用として、上記費用（※）の合計金額の5%を上限に計上できます。 ※ 上記費用（賃金、旅費交通費、物品購入費・印刷製本費、通信運搬費・手数料、使用料、諸謝金）

- ・他機関から助成等を受けている（予定を含む。）場合は、その機関名及び内容を明示すること。（当該部分は本年度の助成対象外となります。）

5 応募方法

1) 提出書類

「助成金交付申請書（及び添付書類）」（様式1）を、当センターに郵送又は持参して提出してください。持参する場合は、祝日を除く月曜日から金曜日（午前9時から午後5時）の間に提出してください。

2) 募集期間

随時受付します。

ただし、予算の都合により年度途中で締め切る場合があります。

6 審査結果の通知

1) 申請内容の審査

「助成事業審査委員会」の審議を経て、助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をします。

2) 結果の通知

選定結果については、文書により通知（交付（不交付）決定通知書（様式2）を郵送）します。

7 変更申請

交付決定に変更が生じたときは、速やかに「変更交付申請書（及び添付書類）」（様式4）を提出すること。

ただし、研究等の内容又は費用についての軽微な変更については、その内容を届出してください。届出の様式は任意で構いません。

8 提出書類の様式

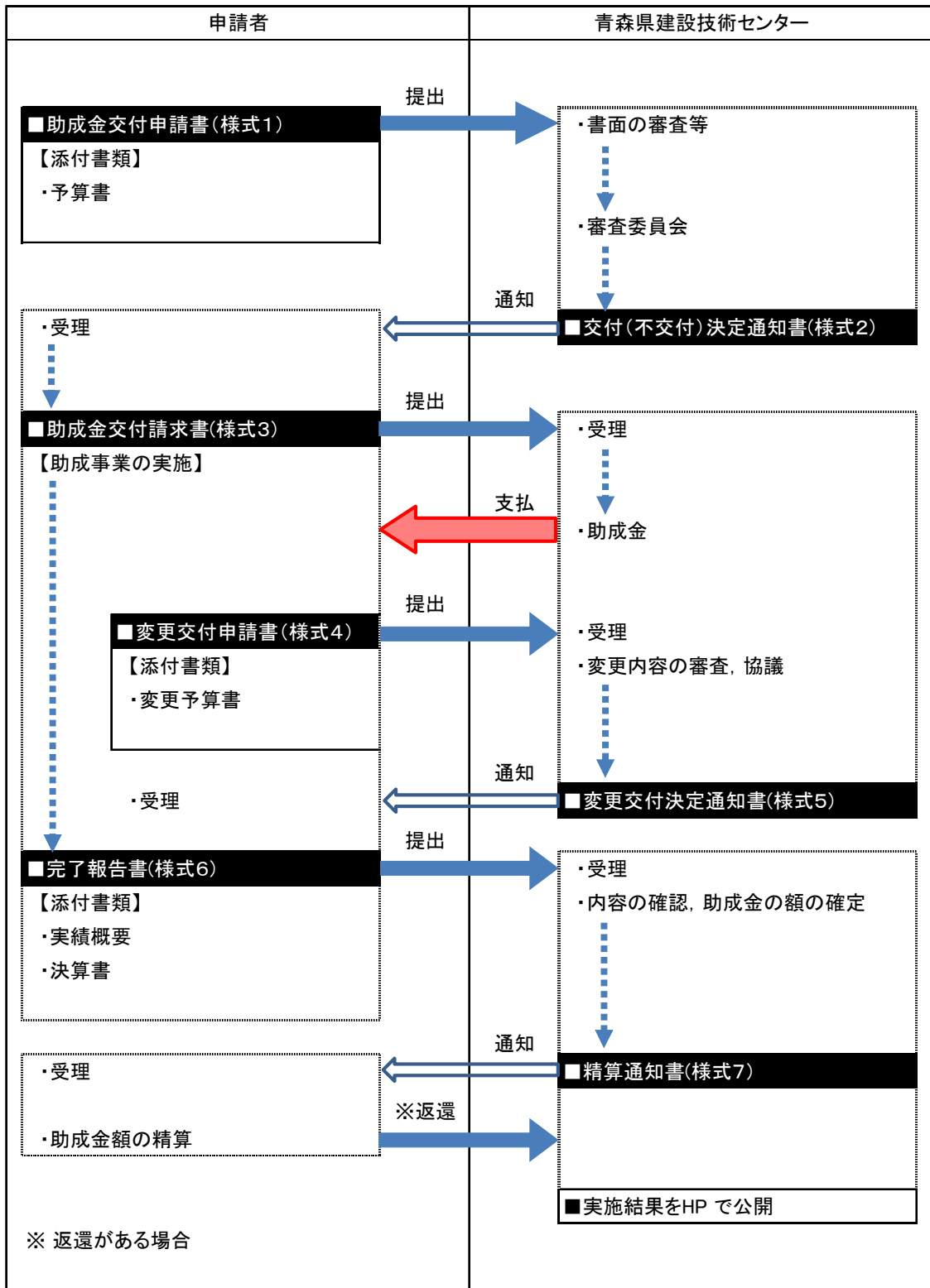
- ・「助成金交付申請書（及び添付書類）」（様式1）
- ・「助成金交付請求書」（様式3）
- ・「変更交付申請書（及び添付書類）」（様式4）
- ・「完了報告書（及び添付書類）」（様式6）

- ※1 完了報告書（及び添付書類）は、複数年度にわたる研究の場合でも単年度ごとに提出していただきます。
- ※2 完了報告の内容等は、実績概要をホームページで公開するほか、センターにおける広報活動において使用させていただきます。

9 提出から完了までの流れ

事業実施フロー

社会資本の整備や維持管理に係る研究又は活動の助成事業



10 提出及びお問い合わせ

〒030-0822 青森市中央三丁目21番9号
 公益財団法人青森県建設技術センター 総務部総務課
 TEL 017-777-6545 FAX 017-718-4182